

◎介護認定審査会で役立つ特記事項の記載例

平成27年4月作成

項 目（評価軸）	1-1「麻痺等の有無」	評価軸	有無	選択肢	その他：「あり」
特記事項の例	上肢、下肢の確認動作は「可」。脳梗塞の後遺症で右手指に麻痺があり箸やスプーンが持てず、水道の蛇口が回せない等指先を使う動作に介助を要する。				
審査判定時の活用ポイント	確認動作の状況と、その他の部位の状況及び日頃の介護の手間が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	1-4「起き上がり」	評価軸	能力	選択肢	「できない」
特記事項の例	腰痛がひどく体力もないため、起き上がりの度に家族に背中を支えてもらい起き上がっている。日中はベッドで寝ていることが多く、トイレ移動（12回程度/日）の度に家族を呼び、起こしてもらっている。				
審査判定時の活用ポイント	起き上がりの具体的な状況と、日頃の介護の手間と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	1-7「歩行」	評価軸	能力	選択肢	「つかまらないうでできる」
特記事項の例	一人で継続して5メートルはつかまらずに歩けるが、筋力低下があり長い距離になるとふらついて転倒の危険がある。そのため長い距離や段差がある場所での歩行は家族が片腕を支えるなどして介助している。				
審査判定時の活用ポイント	歩行の具体的な状況と、日頃の介護の手間が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	1-10「洗身」	評価軸	介助の方法	選択肢	「一部介助」
特記事項の例	体調により介助の方法が違ふとふことと、概ね過去1週間の洗身の状況を確認したところ、「介助されていない」と「一部介助」の頻度が同程度とふこと。判断に迷ったが、肩が痛くて、ここ2.3日は背中を洗ってもらっているとの事なので「一部介助」を選択する。				
審査判定時の活用ポイント	調査員が迷って選択肢を選択した理由が一次判定の修正・確定で検討される。				

項 目	2-1「移乗」	評価軸	介助の方法	選択肢	「見守り」
特記事項の例	ベッド柵につかまり自分で車椅子やポータブルトイレへ移乗するが（10回/日）、不安定なため移乗の際はナースコールで職員を呼び、常に職員が見守りをしている。				
審査判定時の活用ポイント	移乗の具体的な状況と、日頃の介護の手間と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	2-2「移動」	評価軸	介助の方法	選択肢	「見守り」
特記事項の例	日中独居。日中トイレや台所へ8回程移動しているが、歩行が不安定なうえ注意力も落ちてきており、敷居などにつまづき転倒することが日に2回はあるとのこと。家族が在宅の夜は3回トイレに行くが、常に付き添って声かけしており、自宅内では見守りが必要と判断した。外出時は杖を使用し、家族が付き添い見守っている。				
審査判定時の活用ポイント	調査員が不適切な状況と判断して適切な介助の方法を選択した理由が一次判定の修正・確定で検討される。あわせて移動の具体的な状況と、日頃の介護の手間と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	2-4「食事摂取」	評価軸	介助の方法	選択肢	「介助されていない」
特記事項の例	1日3回自分で食べているが、むせやすいため家族が調理の段階で食べやすい大きさに切り柔らかく煮ている。また、食べこぼしも多いため終わった後は必ずテーブルの掃除をしている。				
審査判定時の活用ポイント	食事摂取の具体的な状況と、選択肢の選択基準には含まれない日頃の介護の手間（調理や食べこぼしの掃除）と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	2-5「排尿」	評価軸	介助の方法	選択肢	「全介助」
特記事項の例	寝たきりで日中、夜間ともに紙おむつを使用し家族が1日8回交換している。そのうち1回は尿もれでシーツまで濡れてしまうので、家族がズボン・紙おむつの交換、シーツの交換、洗濯を行っているが、着替えと後始末に毎回拒否があり、家族はなだめながら40分程度かけて行っている。				
審査判定時の活用ポイント	排尿の具体的な状況と、日頃の介護の手間と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。さらに選択肢の選択基準に含まれない介護抵抗から起きている日頃の介護の手間と頻度が分かり、こちらも介護の手間にかかる審査判定で検討される。				

項 目	2-11「ズボン等の着脱」	評価軸	介助の方法	選択肢	「一部介助」
特記事項の例	1日1回着替えるが、その時は介護者がズボンを構えると自分で足を通して引き上げている。日常的にゴムのズボンををはくことが多い。介護者はズボンを構えるだけでそれほど手間はかからないとのこと。				
審査判定時の活用ポイント	ズボン等の着脱の具体的な状況と、日頃の介護の手間と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	2-11「ズボン等の着脱」	評価軸	介助の方法	選択肢	「介助されていない」
特記事項の例	立位でズボンの着替えをした時に転倒したことがあり、妻が座って着替えるように言うのだが忘れてしまうため、妻は1日2回の着替えの前に必ず座るよう声かけをしている。着替え自体は見守っていない。				
審査判定時の活用ポイント	ズボン等の着脱の具体的な状況と、選択肢の選択基準には含まれない日頃の介護の手間（着替え前の声かけ）と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	4-1「被害的」	評価軸	有無	選択肢	「ある」
特記事項の例	毎日お金が盗まれたと騒ぐので、本人が落ち着くまで娘と一緒に30分くらい探している。				
審査判定時の活用ポイント	選択肢の選択基準に含まれない日頃の介護の手間（娘と一緒に探す）と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	4-3「感情が不安定」	評価軸	有無	選択肢	「ない」
特記事項の例	病気を苦にして少しでも体調が悪いと不安になり余命を気にして泣くことが週に1回程度ある。この度に家族が1時間程話を聞き、本人の気持ちを受け止めているが、場面や目的からみて不適当な行動とは考えられないため「ない」と判断する。				
審査判定時の活用ポイント	選択肢の選択基準に含まれない日頃の介護の手間（家族が話を聞く）と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				
項 目	4-4「昼夜逆転」	評価軸	有無	選択肢	「ある」
特記事項の例	毎晩夜間1時頃に起き、20～30分くらい自室でガタガタ物音を立てるので、家族はそのつど本人が寝付くまで30分程付き添っている。その後また朝3時頃に起き、自室を出て家中の窓を開閉するので、家族は自室に誘導し、本人が寝付くまでまた30分程付き添っている。日中は昼近くまで寝ており、朝食が食べれない等生活リズムが崩れている。				
審査判定時の活用ポイント	選択肢の選択基準に含まれない日頃の介護の手間（寝付くまでの付き添い、自室への誘導）と頻度が分かり、介護の手間にかかる審査判定で検討される。				

◎情報が不足している特記事項の記載例

平成27年4月作成

項 目	1-4「起き上がり」	評価軸	能力	選択肢	「何かにつかまればできる」
修正前の特記事項の例	上肢に痛みがあるけれども、自力でベッド柵につかまり時間をかけて起き上がっている。体調によってはできない時もある。				
解 説	介護の手間にかかる審査判定で検討される「できない時の頻度」と「介護の手間」が不足している。				
修正後の特記事項記載例	上肢に痛みがあるけれども、日頃は自力でベッド柵につかまり時間をかけて起き上がっている。週に1回程度痛みのため起き上がれず、家族が身体を支えて起こしている。				
項 目	1-10「洗身」	評価軸	介助の方法	選択肢	「一部介助」
修正前の特記事項の例	家族による一部介助。				
解 説	「一部介助」の選択根拠がわからない。また、介護の手間にかかる審査判定で検討する「介護の手間」と「頻度」がない。				
修正後の特記事項記載例	週に2回入浴する。家族が石けんをつけたタオルを渡すと胸部・腹部や陰部は自分で洗えるが、背中では手が上がり家族が洗っている。				
項 目	1-11「つめ切り」	評価軸	介助の方法	選択肢	「全介助」
修正前の特記事項の例	手足ともに爪が伸びている。				
解 説	「全介助」の選択根拠がわからない。また、介護の手間にかかる審査判定で検討する「介護の手間」と「頻度」がない。				
修正後の特記事項記載例	独居で介護者がいないため、手足ともに爪が伸びたままになっている。左片麻痺があり左手ではつめ切りができない。右手ではつめ切りが持てるが、残りの手足の指の固定ができず、以前誤って皮膚まで切ったことがあり、怖くて自分では切らなくなった。不適切な状況と判断し「全介助」を選択。				

項 目	2-2「移動」	評価軸	介助の方法	選択肢	「見守り等」
修正前の特記事項の例	歩行時にふらつきがあるため、常に家族が見守りをしている。				
解 説	一次判定の選択根拠は記載されているが、介護の手間にかかる審査判定で検討される「見守りの頻度」と「介護の手間」が不足している。また選択肢の選択基準に含まれないが、外出の状況も分かれば記載する。				
修正後の特記事項記載例	台所への移動（3回/日）、トイレへの移動（7回/日）、浴室への移動（2回/週）は歩行時にふらつきがあるため、常に家族が付き添い見守りをしている。また移動では評価しない内容だが月2回の通院外出時は家族が車で送迎している。				
項 目	2-4「食事摂取」	評価軸	介助の方法	選択肢	「全介助」
修正前の特記事項の例	胃ろうのため「全介助」を選択。				
解 説	一次判定の選択根拠は記載されているが、介護の手間にかかる審査判定で検討される「胃ろうの頻度」と「介護の手間」が不足している。				
修正後の特記事項記載例	胃ろうによる栄養摂取を1日3回、医師の指示を受けて、家族が注入速度と状態を見ながら2時間かけて実施し				
項 目	2-5「排尿」	評価軸	介助の方法	選択肢	「介助されていない」
修正前の特記事項の例	たまに間に合わないことがある。				
解 説	一次判定の選択根拠及び介護の手間にかかる審査判定で検討される「排尿の頻度」と「介護の手間」が不足している。				
修正後の特記事項記載例	（手間がない例） 週1回間に合わずトイレの床で漏らしてしまうが、床の拭き掃除と濡れた衣類の交換は自分で行っている。				
	（手間がかかっている例） 週1回間に合わずトイレの床で漏らしてしまう。毎回家族が床の拭き掃除を行い、自分で濡れた衣類の交換を行っている。頻度から「介助されていない」を選択する。				

項 目	4-12「ひどい物忘れ」	評価軸	有無	選択肢	「ある」
修正前の特記事項の例	食事をしたことを忘れてしまい、食後に家族につきまとい、しつこく食事を要求することが日に1回あるため、「ある」を選択する。				
解 説	一次判定の選択根拠は記載されているが、介護の手間にかかる審査判定で検討される「対応にかかっている介護の手間」と「頻度」が不足している。				
修正後の特記事項記載例	(手間がない例) 食事をしたことを忘れてしまい、食後に家族につきまとい、しつこく食事を要求することが日に1回あるため、「ある」を選択する。家族は特に対応をせずに聞き流している。				
	(手間がかかっている例) 食事をしたことを忘れてしまい、食後に家族につきまとい、しつこく食事を要求することが日に1回あるため、「ある」を選択する。その都度、家族は落ち着くまで30分程話し相手となっている。				